

報告第 10 号

臨時代理した事件(図書館協議会委員の任命及び解任)の承認について

名張市図書館設置条例（昭和44年条例第8号）第5条の規定に基づく図書館協議会委員の任命及び解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 2年 5月 8日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

図書館協議会委員の任命及び解任について

◎ 任 命

図書館協議会委員（学校教育関係者） 藤原 武

任命期間 令和2年4月1日～令和3年9月30日

◎ 解 任

図書館協議会委員（学校教育関係者） 西澤 祐子

解任日 令和2年3月31日

図書館協議会委員名簿

任期:令和元年10月1日～令和3年9月30日

区分	氏名	備考
学校教育関係者	藤原 武 (新任)	校長会代表 (美旗小学校)
社会教育関係者	澤田 田鶴子	社会教育委員
家庭教育関係者	稲森 洋子	元市立保育所長
学識経験者	岡野 裕行	皇學館大学文学部准教授
〃	中畑 智恵美	元家庭文庫代表
〃	中川 清裕	三重県立図書館主査
〃	渡邊 恵子	名張青峰高等学校学校司書

○図書館法（昭和25年法律第118号）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

○名張市立図書館設置条例（昭和44年条例第8号）

（協議会）

第4条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○名張市立図書館規則（昭和62年教育委員会規則第4号）

（図書館協議会の役員）

第4条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。
 - (2) 会長は、協議会の会議を総理する。
 - (3) 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 2 協議会の会議は、必要に応じ、図書館長が招集する。
 - 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
 - 5 この規則に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に協議会で定める。